

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年 4月 1日 (水) 午前10時30分から11時25分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール

3. 出席委員 (41名)

会長 6番 小林 輝彦
 会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
11番	高田 博明	12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
		16番	濱田 金治
		18番	福岡 正彦
		20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	8番	永井 一洋
9番	樋口 秀雄		
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	14番	藤井 万一郎
15番	細川 一男	16番	堀田 善春
17番	松下 雅子	18番	丸山 哲史
19番	森岡 八重子		
21番	山口 兼史	22番	山本 一也

4. 欠席委員 (6名)

農業委員

15番	西田 正枝	17番	平松 和男
19番	藤岡 功		

最適化推進委員

10番	兵頭 高広	20番	安岡 賢司
23番	吉見 一弥		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

14番 玉木 邦英 18番 福岡 正彦

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第6条の規定による報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合
意解約通知について
報告第4号 諸証明について
報告第5号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
報告第6号 農地法第4・5条許可（令和2年2月定例総会分）について
（令和2年2月15日～令和2年3月13日までの事務局処理事案）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定につ
いて
議案第4号 令和2年度宇和島市農業委員会活動計画（案）の承認について
議案第5号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）につ
いて
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用
地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長補佐 福島 康生

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員 21 名、農地利用最適化推進委員 20 名であります。定足数に達しておりますので、令和 2 年 4 月定例総会を開会いたします

《庵崎局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましておはようございます。大変な時期、またこういう雨の中、足元の悪い中、出席を賜りまして誠にありがとうございます。庵崎局長を迎えまして新しい体制の中、新年度が今日から始まります。事務的には職員の変わりはありません。委員さん、最適化推進委員さんも事務手続きの方は慣れた職員でございますので、十分相談いただいてスムーズな運営を心がけていただけたらと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

また庵崎局長も、さっき自己紹介の中で言われましたように農業委員会、農林課、と歩まれてきております。災害の時には危機管理課で指揮を揮い、色々な経験を積まれてきておられますので、皆様のご期待に沿えるようにやっけていただけて行く事と思いますので、ご指導の程よろしく願いしとつたらと思います。

もうこの四月、エイプリルフールになって欲しいなと思う所でございますが、現実では厳しい流れでございます。若者を中心に拡大をしている新型コロナウイルスですが、終息するのはいつになるかちょっと見当が付きません。また、季節が違う南半球はこれから活発になって来ると思いますので、アフリカ等、衛生管理の悪い所で飛躍的に拡大していく、中々一年では収まりがつかないのではないかと心配するのは私だけではないのではないかと考えております。ですがこういうピンチをチャンスに考えるような頭の切り替えができるのが人間でございます、自分の身の周りの事を見つめ直していただきまして、出来る事なら防げるもの、防いでいかないといけないものを再度認識いただきまして、この機会に、こういう時期に、こういう事が起こったら、こういう事から始めて、こういう事でしまいをつけていかないといけない。という事を身に持って、今も行政サイドの人達も訓練されると思いますので、私達も十分そこら辺を頭の片隅に置いていただきまして、これからメリハリのある生活を送っていただけたらと思いますので、よろしく願いしとつたらと思います。

本日は、本当は先月も言いましたように、なるべくこういう時期に会議を開くのは延期をしております。ただ、農業委員会総会に関しましては、申請に対する裁決を皆様にとっていただかなければいけないし、法律上の規定ありますので皆様にご心配をかけますが、ご理解、ご協力をお願いしとつたらと思います。

本日も 3 条、5 条出てきております。十分検討していただきまして協議していただけたらと思いますのでよろしく願いしとつたらと思います。簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

失礼します。本日は西田農業委員、平松農業委員、藤岡農業委員、兵頭高広推進委員、安岡推進委員、吉見推進委員が所用のため欠席でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に玉木委員、福岡委員を指名いたします。

まず報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、今西次長より報告第1号から第6号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

失礼します。103番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢となり農作業が不便になり、耕作者を探しておりました所、△△△△さんも耕作地を探しておりました所、二人で話し合いが付き所有権移転となりました。□□□□さん夫婦は若いにもかかわらず真面目に農業に取り組んでおり何ら問題ありません。

《藤井委員》

続きまして104番についてご説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関

係であります。使用貸借権設定ですが、両方揃って真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

《高木委員》

失礼します。105番について説明いたします。〇〇〇〇さんは農業研修で三間の方に来られ三間の△△△△で居を構え農業をしておられたんですが、家族の事情により〇〇〇〇の方に行かれましてこちらの三間の田畑を処分したいという事で、熱心に農業をされている□□□□さんに所有権移転するという事で、何ら問題ないと思います。

《兵頭三千雄委員》

106番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて耕作をする申請です。□□□□さんは経営拡大のために農地の所有権移転を希望し、◇◇◇◇さんは〇〇〇〇さんの希望のとおり所有権移転するという事で、何ら問題ありません。

《堀田委員》

107番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんと△△△△さんの一枚の田を分筆している土地でございます、□□□□さんが◇◇◇◇さんの農地を購入するという事で、話合いが出来上がりましたので何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

108番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございます。経営移譲という事で何ら問題ないと思います。

《河野委員》

109番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢であるのですが熱心に耕作をされておられます。息子さんは公認会計士で△△△△在住でございます。この1809番の畑が急峻であるがために昨年から耕作者を探していた所、お隣の□□□□さんが作ってくれるという事で、今回両方で話がまとまりました。所有権移転という事で何ら問題はありません。

《山口義幸委員》

110番、111番についてご説明いたします。

110番の〇〇〇〇さんですが、数年前にお父さんを亡くしまして、お母さんと耕作をしておりましたが、お母さんが高齢になりまして中々続けて畑を維持することが難しくなっていました。そこで同じ地区の△△△△さんが作りたいという事で話がまとまりました。□□□□さんはお父さん、お母さんも元気で一生懸命やっておられます。所有権移転となりました。何ら問題ありません。

続いて111番ですが、◇◇◇◇君、〇〇〇〇さんは親子関係でございます。△△△△さんは32歳で一生懸命農業に取り組んでおられる方です。所有権移転となり何ら

問題ないと思います。

《赤松聡委員》

112番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。□□□□君は真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家宏委員》

36番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは農機具の修理、あるいは販売をしておりますが、この所お客さんも多く、お客の車や、仕入れた農機具の置き場所等に困っておいりましたので、近くに探しておりましたら丁度自宅の前に農地がありまして、ここを購入するような運びになりました。この売買に当たりまして、境等を色々調べた結果何の差し障りもないであろうという事でもございました。問題ありません。

《河野委員》

37番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。今回の申請につきましては居宅の一部、並びに通路として現在、□□□□さんは居宅を建設中でございます。そういった関係で下にも道路端、市道でございますが排水の方も完備しておりますので何ら問題はないと思います。

《松本委員》

失礼します。38番について説明いたします。〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子関係であります。3月26日に現地調査に小林会長、代行、事務局、関係者で行っております。□□□□さんは譲渡人の後継者で住居を譲受けて生活しております。申請地は農業用倉庫が建設されておまして一部は通路となっておりますが、それに関して始末書も出されております。後継者である◇◇◇◇さんに贈与をしたいということで、問題はないと思います。

《竹葉委員》

失礼します。39番、40番について説明します。

39番、株式会社〇〇〇〇は運送業を営んでいる会社でございます。先日、会長始め事務局等と現地確認に行ってきました。所有者であります△△△△さん、ビニールハウスでいちじくの栽培をされていたのですが、高齢と後継者が居ないという事で一時栽培を中止しておりました。ハウスの方はそのままの状態であったのですが今回撤去されまして、そこを□□□□さんが事業を行なう上で駐車場が足りないという事で話がまとまっております。隣接する農地につきましては、その右側の所に柑橘があるのですが、そこ今回駐車場になる境に水路が走っておりまして、その水路は潰す訳にはいきませんので現状のままで残して、赤線で囲っている所を少し盛土して駐車場にするという事です。近隣農地に対する影響というのはないかなと思われまます。工事につきましてはその奥側が川になっておりますので、土砂の流出等が無いよう注意して行なうという事でありまますので、何ら問題ないと思われまます。

40番、これにつきまして〇〇〇〇さんは高齢で農業ができないという状態であります。土地につきましてもここは道からかなり下がっております。という事で水はけが非常に悪い。僕は下まで降りて確認したのですが、かなり畑としてはこのまま栽培するのは難しいのかなという印象を受けはしました。農地として復旧させるのはある程度の農業従事が必要じゃないかなと思います。そんな中、△△△△の□□□□さんが、ここを駐車場にしたいという事でお互い話がまとまりました。その際、このままの状態では使えないという事で盛土が必要となってくると思います。盛土をしたうえで水路を道に沿って、今のガードレールの下とかその道沿いに水路を這わすというような事でございます。雨水については全てそこに流すという計画であります。ただ、ここについてはその裏側とか、奥側に農地がありまして桃を作られている方が居られます。くれぐれもそこに対しては水が流れこむとか、土砂が流出するというのも注意したうえで工事を行い、完成したうえには水については必ず水路に流すようにする事を強く申しました。そのうえで注意をして工事をするという事なので問題な

いと思います。

《濱田委員》

失礼します。41番について説明いたします。〇〇〇〇株式会社がハウス用地を探しており、近隣の△△△△さんと話合いがつきまして今回の所有権移転になっております。現地は□□□□の本社の丁度前でございまして、周りもほとんどが◇◇◇◇のハウスとなっております。別に問題はないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。これより審議を行ないます。
どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

以上でございます。

《 会 長 》

はい。各農業委員さん最適化推進委員さんの中には、この別段の面積に関してかなりこうした方が良いのではないかという意見を持っておられる方がいると思います。ただ、若小事務局の方で現時的には4割という事で、今の別段の面積を変えなくても良いと考えております。ただこれからのことを考えますと、全国の流れを見ましても、この別段の面積に関しましては移住を対象にした取り組みとか、空き屋対策とか色々な形で各地区条例なりを設けて取り組んでおられます。宇和島市におきましてもこれからはそこら辺を勉強しながらできる事は積極的に取り組んでいかないといけない時代になってきているんじゃないかなと考えております。そういう点におきまして、事務局とも色々な資料を取り寄せて、これから勉強会なりを開いてやっていくという事で話をしております。

また施設栽培に関しましては、かなり高単価のものにおきましては、30アール、

40アール位でも十分農業として成り立っていけるような農業の種目があります。こういうものも含めて総合的な判断を皆さんに得られるような資料をまずはこっちの方で出していかなければならないと考えておりますので、これはこちら再度の課題として受け止めをしていただいとつたらと思いますので、よろしくお願いとつたらと思います。

これに関しましてご意見等はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第3号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第4号令和2年度宇和島市農業委員会活動計画(案)の承認について、及び議案第5号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第4号、第5号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

はい。只今、事務局より説明がありました。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第4号平成31年度宇和島市農業委員会活動計画(案)の承認について、及び議案第5号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第4号及び議案5号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市

農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第6号議案書をもとに朗読、説明）

議案第6号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《兵頭三千雄委員》

344番について説明いたします。更新でございます。〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作をするという事で問題ありません。

《瀧水委員》

345番についてご説明いたします。更新でございます。〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられますので何ら問題ないと思います。

《松本委員》

346番について説明いたします。更新でございます。〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおり何ら問題ないと思います。

《兵頭三千雄委員》

347番、348番について説明いたします。どちらも更新でございます。〇〇〇〇さん、△△△△さんは真面目に農業に取り組んでおり、今までどおり耕作するという事で問題ありません。

《堀田委員》

失礼いたします。349番、350番について説明いたしますいずれも。新規でございます。349番の〇〇〇〇さんの住所、今は◇◇◇◇でございます。元は黒井地の方でございます。耕作する人を探しておられましたが、近所の△△△△さんにお問い合わせすると、同じように350番の□□□□さんも耕作する人を探しておられました。近所の◇◇◇◇さんにお問い合わせする事になりました。〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておりますので問題ないと思います。

《山口義幸委員》

351番についてご説明いたします。設定を受ける〇〇〇〇さんは、3年前に息子さんもこちらに帰りまして就農しております。元気で頑張っております。更新ですので何ら問題ないと思います。

《清家多美雄委員》

352番、353番についてご説明いたします。

352番の〇〇〇〇さんは何年か前から体調を崩し、隣の△△△△さんに作ってもらう事で両者合意しました。□□□□君はお父さん、お母さん、奥さんと4人で真面目に農業をしております。

353番、これも〇〇〇〇さんが高齢という事で、隣の畑を作っている△△△△君に作ってもらうようになりました。ここの□□□□さんもお父さん、お母さん、奥さん4人で真面目に農業をされております。新規ではありますは何ら問題ないと思います。

《福岡委員》

354番、355番、356番についてご説明いたします。

354番と355番は更新でございます。〇〇〇〇さんは真面目に農業を行なっておりますので何ら問題ないと思います。

356番の△△△△さんは高齢ですので、□□□□さんが作っている土地に隣接する土地を新規ではあります耕作をお願いするという事で何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

357番、358番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは高齢で耕作ができないという事で、地区が一緒である□□□□さんをお願いしたところ、使用貸借権設定となりました。◇◇◇◇さんは3年前に戻られて真面目に農業をされている方で、新規ではあります何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

失礼します。359番、360番について説明いたします。〇〇〇〇さんは真面目に農業をされております。△△△△さん、□□□□さんとの更新のため何ら問題ないと思います。

《森岡委員》

361番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは体が悪いため従兄弟の△△△△さんが作る事になりました。何ら問題ないと思います。

《岡田委員》

362番について説明いたします。更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さんは認定農業者でもあり何ら問題ないと思います。

《細川委員》

363番について説明いたします。設定を受ける〇〇〇〇さんと△△△△さんとの更新で何ら問題ないと思います。

《谷口委員》

364番から366番について説明いたします。

364番の〇〇〇〇さんは、田んぼが自宅からちょっと離れているので、今までは生産組合に作業委託をお願いをしていたそうなのですが、今回、賃貸借という事で新規で申し込まれました。△△△△さんと□□□□さんは自分で耕作ができないので、賃貸借権の設定です。◇◇◇◇なので問題ないと思います。

《小林委員》

失礼します。367番の案件についてご説明します。〇〇〇〇さんは宇和島の△△△△なのですが、後継者も出来て大藤を中心に水田、野菜も積極的に作られてやられておられる方でございます。今回、□□□□さんと話がまとまりまして賃貸借権設定に至りました。別に問題ありません。

《氏原委員》

368番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんとの5年間の賃貸借権の更新です。□□□□さんは真面目に農業をやっており問題ないと思います。

《山口兼史委員》

369番について説明いたします。〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおり更新でありますので何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

28番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢で、少し体も壊されており畑が隣にある△△△△さんに所有権移転という事です。□□□□さんは農業を真面目にされており何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律等第31条に関しまして、松本高秋委員の退席を求めます。

.....

松本委員退席

.....

それでは採決に移ります。

議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第6号は原案のとおり承認することと決定いたします。

松本委員の入室をお願いします。

.....

松本委員着席

.....

以上で令和2年4月定例総会の議案を終了させていただきます。